

装 技 振 第 2 4 5 号
2 7 . 1 0 . 1
一部改正 装技振第17788号
令和2年12月23日
一部改正 装技振第4886号
令和3年3月25日

長 官 官 房 審 議 官
長 官 官 房 各 装 備 官
長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 人 事 官
長 官 官 房 会 計 官
長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 官
長 官 官 房 各 装 備 開 発 官
長 官 官 房 艦 船 設 計 官
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長
殿

技術戦略部長
(公印省略)

プログラム著作権の取扱い要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

プログラム著作権の取扱い要領について

1 試作研究請負契約又はその他の契約に基づくプログラムの著作物の著作権移転に関する登録手続き

- (1) 著作権移転の登録の対象となるものは、試作研究請負契約又はその他の契約に基づき官が譲渡を受けたプログラム（電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるように、これに対する指令を組み合わせて一の結果を得ることができるように、これに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。また、アーキテクチャ文書（システム設計書、プログラム仕様書）、ソースコード（ソース・プログラムリスト）及びソフトウェアドキュメンテーション（フローチャート、インプットアウトプットレイアウト、実行結果リスト、操作手順書、導入解説書）を具備するものであること。以下同じ。）の著作物の著作権で、次の要件を満たすものとする。

ア 秘密保全上の問題がないもの

イ 登録により、第三者への対抗要件を具備しておかないと、装品等への利用又は研究開発業務に支障を来すおそれのあるもの

- (2) 所属長（内部部局にあつては長官官房審議官、長官官房各装備官及び各部長、研究所（支所も含む。）にあつては研究所長、試験場にあつては試験場長をいう。以下同じ。）は著作権譲渡の事実を確認した場合は、前項について検討のうえ、登録の必要があると判断したものについては別記様式第1により、登録の必要がないと判断したものについては別記様式第2により、防衛装備庁長官（以下「装備庁長官」という。）に上申するものとする。
- (3) 前項の上申について、登録が適当であると防衛装備庁長官が認めた場合は、技術戦略部長は指定登録機関に対する所要の手続を行うものとする。
- (4) 技術戦略部長は、前項の手続の結果、指定登録機関から登録の通知を受けた場合は、所属長その他必要とする部署へ、その写しを送付するものとする。

2 防衛装備庁職員によるプログラムの著作物に係る創作の登録手続き

- (1) 登録できるものは、防衛装備庁の内部部局及び施設等機関の職員が研究開発等の業務において自ら創作したもので、次の要件を満たすものとする。

ア プログラム及びそれを使用した装備品等について、秘密保全の必要がないもの

イ プログラムの著作権を確保しないと第三者に模倣され、かつ、装備品等への利用又は研究開発等の業務に支障をきたすもの

ウ 第三者の権利を侵害するおそれのないもの

(2) 職務に関連して創作した職員は、別記様式第3により創作届を所属長に提出するものとする。

(3) 所属長は、第1項について検討し、登録の必要を認めたものについては、前項の創作届を添え別記様式第4により防衛装備庁長官（技術戦略部長気付）に上申を行うものとする。

(4) 技術戦略部長は前項の書類を受理したときは、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」（昭和61年法律第65号）第5条第1項による、文化庁長官の指定する指定登録機関に対し所要の手続きを行うものとする。

防衛装備庁長官 殿
(技術戦略部長気付)

所属長

プログラム著作物の著作権譲渡の登録について（上申）

標記について、下記のとおり、登録を必要と認めるので上申する。

記

1 プログラム著作物の題号

2 登録の必要性

3 秘密保全等

4 その他

(1) 調達要求番号

(5) 認証年月日

(2) 品名

(6) 納期

(3) 数量、単位

(7) 契約相手方

(4) 認証番号

添付書類：

1 著作物の明細書（付紙様式、記入要領は付紙参照） 1 部

2 プログラムの著作物の複製物 2 部

著作物の明細書

- 1 著作物の題号
 - 2 著作者の名称
 - 3 著作者の国籍
 - 4 最初の公表の際に表示された著作者名
 - 5 最初の公表年月日
 - 6 最初に発行された国の国名
 - 7 著作物の種類
 - 8 著作物の内容
- (プログラムの種類： 分類コード：)

著作物の明細書

- 1 著作物の題号
(片仮名で振り仮名を付ける。)
- 2 著作者の名称
(著作者たる企業等名)
- 3 著作者の国籍
(著作者が外国人又は外国法人のみ記入)
- 4 最初の公表の際に表示された著作者名
(公表した場合のみ記入)
- 5 最初の公表年月日
(この欄は、「年月日」か「未公表」かのどちらかを記載する。)
- 6 最初に発行された国の国名
(発行された著作物が外国人又は外国法人の著作物のみ記入)
- 7 著作物の種類
プログラム
- 8 著作物の内容
(プログラムの種類： 分類コード：)
(プログラムの機能の概要を200字から400字程度にまとめて記載し、使用言語も併せて記載する。図・フローチャート等は記入しない。プログラムの種類及び分類コードは属紙を参照して記入する。)

プログラムの分類表

プログラム分類	コード	プログラム分類	コード
1. システムプログラム	10000	窯業・土石・ガラス	30630
OS	10100	鉄鋼業・非鉄金属・金属製品	30635
データ通信	10200	一般機械器具	30640
データベース	10300	電気機械器具	30645
プログラム言語	10400	輸送用機械器具	30650
エンドユーザ向言語	10500	電気・ガス・熱供給・水道業	30700
システム開発支援	10600	電気	30705
システム運用管理	10700	ガス	30710
ユーティリティ	10800	水道	30715
2. 汎用アプリケーションプログラム	20000	運輸・通信業	30800
計画・管理	20100	運輸業	30805
財務会計	20200	通信業	30810
人事・給与	20300	卸売・小売・飲食店業	30900
販売・在庫	20400	卸売業	30905
製造	20500	小売業	30910
設計	20600	飲食店業	30915
OR・予測・統計・分析	20700	金融・保険業	31000
オフィスオートメーション	20800	銀行・信託業	31005
知識工学分野	20900	証券業	31010
画像処理	21000	保険業	31015
CAI	21100	不動産業	31100
3. 特定用途向アプリケーションプログラム	30000	サービス業	31200
農業	30100	物品貸借業	31205
林業	30200	ホテル・旅館	31210
漁業	30300	放送・広告業	31215
鉱業	30400	情報サービス業	31220
建設業	30500	専門サービス業	31225
製造業	30600	医療・保健衛生	31230
食料品	30605	教育・学術研究機関	31235
繊維・衣服	30610	公務・公共サービス	31300
材木・パルプ・紙	30615	趣味・家庭用	31400
出版・印刷	30620	その他の分類できない産業	31500
化学工業	30625		

(注) 明細書に記載の際は、分類表とコードの両方を入れてください。

(例) ・設 計 20600

・食料品 30605

・特定用途向アプリケーションプログラム 30000

・汎用アプリケーションプログラム 20000

防衛装備庁長官 殿
(技術戦略部長気付)

所属長

プログラム著作物の著作権譲渡の登録について（上申）

標記について、下記のとおり、登録は必要ないものと判断したので上申する。

記

- 1 プログラム著作物の題号
- 2 プログラム著作物の概要
(記入要領は、別記様式第 1 の付紙第 8 項参照)
- 3 登録不必要の理由
- 4 その他
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 品名
 - (3) 数量、単位
 - (4) 認証番号
 - (5) 認証年月日
 - (6) 納期
 - (7) 契約相手方

添付書類：証明書等

別記様式第 3

第 号

創作届

所属長 殿

勤務箇所
職名
創作した職員

- 1 プログラム名
- 2 目的動機等
- 3 創作の貢献度

上記のとおり創作をしましたから、関係書類を添えてお届けします。

添付書類：

- 1 プログラム概要書 1 部（プログラム概要書については付紙による。）
- 2 著作物の明細書 1 部（別記様式第 1 付紙様式による。記入要領は別記様式第 1 付紙参照）
- 3 プログラムの著作物の複製物 2 部

プログラム概要書

システム又はプログラム名									
プログラム概要									
(目的)									
(適応分野)									
(手法)									
機 械 名		OS 名	OS 名 レベル		処 理 方 法		メ サ モ イ リ ズ 		
機 器 構 成									
記 述 言 語		プログラム 本 数			プログラム 形 態		作成年月	年 月	
		ステップ数			開発区分		最終改訂 年 月	年 月	
相 互 理 由 区 分	プログラム				シ ス テ ム 開 発 者	省庁局課			
	媒 体		☐ システム設計書 ☐ プログラム仕様書 ☐ ソース・プログラムリスト ☐ フローチャート ☐ インプットアウトプット レアウト			係 名			
						Tel 内線			
	形 態		☐ 実行結果リスト ☐ 操作手順書 ☐ 導入解説書 ☐ その他		氏 名				

備考 内容は200字から400字程度で記載する。

防衛装備庁長官 殿
(技術戦略部長気付)

所属長

プログラム名「 」に関する職務創作について（上申）

標記について、別添のとおり創作届が提出されたので、下記のとおり上申する。

記

- 1 プログラム名
- 2 創作した職員の所属・氏名
- 3 職務創作に該当すると思われる理由
- 4 登録をする必要があると思われる理由